

北里大学保健衛生専門学院 P P A 会則

昭和 5 8 年 1 2 月 制定
平成 6 年 5 月 改正
平成 2 2 年 5 月 3 0 日 改正
平成 2 4 年 5 月 2 7 日 改正

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 4 条）
- 第 2 章 組織（第 5 条—第 8 条）
- 第 3 章 会議（第 9 条—第 14 条）
- 第 4 章 会計（第 15 条—第 18 条）
- 第 5 章 補則（第 19 条）

第 1 章 総則

（名称）

第 1 条 本会は、北里大学保健衛生専門学院 P P A（Parents and Professors' Association）と称する。

（目的）

第 2 条 本会は、北里大学保健衛生専門学院（以下「本学院」という。）の教育充実のための支援及び学生の福利厚生を増進並びに会員相互の親睦を図ることを目的とする。

（事業）

第 3 条 本会は、前条の目的を達成するために次の諸事業を行う。

- （1）本学院の教育効果を高めるための設備拡充及び環境整備等に関する支援事業
- （2）学生及び教職員の福利厚生に関する支援事業
- （3）学生及び会員の親睦に関する支援事業
- （4）その他本会の目的達成に必要な事業

（事務所）

第 4 条 本会の事務所を新潟県南魚沼市黒土新田 500 番、北里大学保健衛生専門学院内に置く。

第 2 章 組織

（会員）

第 5 条 本会は、次の会員で組織する。

- （1）正会員 本学院に在学する学生の保護者
- （2）教職員会員 本学院の教職員

（役員）

第 6 条 本会に次の役員を置く。

- （1）理事 各学科、専攻科の各年次から各 1 人 計 1 2 人

(2) 監事 2人

- 2 前項第1号の規定にかかわらず、必要と認めた理事を置くことができる。
- 3 理事及び監事は、正会員の中から定期総会で選任する。
- 4 理事は、正会員を代表して会務の執行に当たる。
- 5 監事は、本会の業務及び会計を監査する。
- 6 理事及び監事は、これを兼務することはできない。

(役員任期)

第7条 役員任期は、1年間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第8条 理事のうち1人を会長とし、理事の互選をもって定める。

- 2 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- 3 副会長は、会長が理事の中から指名する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は不在のときは、その職務を代行する。

第3章 会議

(会議)

第9条 本会に次の会議を置く。

- (1) 定期総会
- (2) 臨時総会
- (3) 役員会

2 前項の会議は、会長が招集する。

(定期総会)

第10条 定期総会(以下「総会」という。)は、原則として毎年1回、5月から7月までの間に開催する。

2 総会は、次の事項を審議する。

- (1) 役員を選任に関する事項
- (2) 事業計画及び事業業績に関する事項
- (3) 予算及び決算に関する事項
- (4) その他本会に関する重要事項

3 総会の議事は、出席者の過半数をもって決する。

4 総会の議事については、議事録を作成する。

5 前項の議事録には、議事の経過及びその結果を記載し、会長及び総会で選任された議事録署名人2人が署名し、常に事務所に備えおくものとする。

(臨時総会)

第11条 臨時総会は、会長が必要に応じ開催する。

2 前項のほか、会長は、正会員の5分の1以上又は監事から、その目的を明示して総会招集の請求があったときは、1か月以内に総会を開催しなければならない。

3 その他臨時総会については、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

(役員会)

第12条 役員会は、会長が必要に応じ開催する。

2 役員会の定足数は、理事の過半数以上とする。

(企画委員会等の設置)

第13条 会長は、第3条に規定する事業等を企画立案するため、企画委員会等を置くことができる。

2 企画委員会等の構成員は、理事の中から会長が委嘱する。

(学院長等の臨席)

第14条 会議には、学院長、副学院長及び学科長のほか、教職員が必要に応じ臨席するものとする。

第4章 会計

(会計年度)

第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(経費)

第16条 本会の経費は、会費、寄附金及びその他の収入をもって当てる。

(会費)

第17条 会費は、学生一人につき、年額20,000円とする。

2 会費は、正会員が納入するものとし、教職員会員は納入しない。

3 会費は、第2条及び第3条に規定する目的達成以外に支出することはできない。

(監査)

第18条 収支決算は、監事の監査を経なければならない。

第5章 補則

(会則の改廃)

第19条 この細則の改廃は、総会の議を経て、会長が決定する。

附 則

この会則は、昭和58年12月から施行する。

附 則

この会則は、平成6年5月から施行する。

附 則

この会則は、平成22年5月30日から施行する。

附 則

1 この会則は、平成24年5月27日から施行する。

2 第15条(会計年度)は平成24年度から適用し、平成24年度の会計年度は平成24年5月1日から平成25年3月31日までとする。